

青森県報

号外第三十八号

令和二年
三月三十日
(月曜日)

目 次

教育委員会

- 青森県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 (教職員課) …一
- 青森県立学校規則の一部を改正する規則 …… (同) ……二
- 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則 …… (同) ……六
- 青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令 …… (職員福利課) ……六
- 非常勤職員給与支給規程等を廃止する訓令 …… (同) ……九
- 臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令 …… (同) ……九
- 青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令 (同) ……九
- 青森県教育委員会職員職務規程の一部を改正する訓令 …… (同) ……一〇
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令 …… (同) ……二
- 実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令 …… (学校施設課) ……二
- 青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令 …… (学校教育課) ……三
- 青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令 …… (教職員課) ……三
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令 …… (同) ……三
- 青森県教育委員会職員安全管理規程の一部を改正する訓令 …… (職員福利課) ……三

教育委員会

青森県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県費負担教職員の人事評価に関する規則及び青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(青森県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第一条 青森県費負担教職員の人事評価に関する規則(平成二十八年二月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県費負担教職員等の人事評価に関する規則

第一条中「第四十四条」の下に「又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一条)第二十三条の二第一項」を、「市町村教育委員会」の下に「又は県教育委員会」を加え、「県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員をいう。以下「職員」という。)」を「市町村立学校に勤務する職員等」に改める。

第二条中「非常勤職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一条)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)、臨時的任用職員及び」を「県費負担教職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第二百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(非常勤講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。))をいう。及び県教育委員会が任用する会計年度任用職員(同法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。))のうち」に、「すべての職員」を「全ての職員(以下「職員」と総称する。)」に改める。

第四条中「(以下「評価期間」という。)」を削る。
第五条の表中

教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員

教頭

校長

市町村教
育長又は
市町村教
育長が指
定した者

を

教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、助教諭、講師、養護助教諭、学校栄養職員

教頭

校長

市町村教
育長又は
市町村教
育長が指
定した者

に改める。

会計年度任用職員

市町村
教育長
が指定
した者

県教育長が指定し
た者

(青森県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第二条 青森県立学校職員の人事評価に関する規則(平成二十八年二月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、非常勤職員(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)」を削る。

第四条中「(以下「評価期間」という。)」を削る。

第五条の表中

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、技能職員(農事)、甲板員、機関員

教頭

校長

県教育長
又は県教
育長が指
定した者

を

事務職員、学校栄養職員、技能職員(農事以外)

事務長

教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手、寄宿舎指導員、技術職員、技能職員(農事)、甲板員、機関員

教頭

校長

県教育長
又は県教
育長が指
定した者

に改める。

事務職員、学校栄養職員、技能職員(農事以外)

事務長

会計年度任用職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する職員をいう。)

教頭又
は事務
長

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「名称」の下に「、区分」を加える。

別表第一を次のように改める。

別表第一

名 称	区 分	位 置	課 程	学 科	修 業 年 限
青森県立青森高等学校		青森市桜川八丁目	全日制の課程	普通科	三年

青森県立 鯉ヶ沢高 等学校	深浦校舎	青森県立 木造高等 学校	青森県立 金木高等 学校	青森県立 五所川原 高等学校	青森県立 浪岡高等 学校	青森県立 北斗高等 学校	青森県立 青森中央 高等学校	青森県立 青森南高 等学校	今別校舎	青森県立 青森北高 等学校	平内校舎	青森県立 青森東高 等学校	青森県立 青森西高 等学校	
舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町	舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町 舞戸町
程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程定 時制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	
普通 科	総合 学科	総合 学科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	
三年	三年	三年	三年	三年 以上	三年	三年	三年 以上	三年	三年	三年	三年	三年	三年	

青森県立 三沢高等 学校	青森県立 十和田西 高等学校	青森県立 三本木高 等学校	青森県立 尾上総合 高等学校	青森県立 黒石高等 学校	青森県立 黒石高等 学校	青森県立 弘前南高 等学校	青森県立 弘前中央 高等学校	青森県立 弘前高等 学校	青森県立 中里高等 学校	青森県立 鶴田高等 学校	青森県立 板柳高等 学校
三沢市 松園 一丁目	十和田 市大 字沢 田	十和田 市西 五番 町	平川市 高木 松元	黒石市 西ヶ 丘	黒石市 西ヶ 丘	弘前市 大字 大開 四丁 目	弘前市 大字 蔵主 町	弘前市 大字 新寺 町	北津軽 郡中 根泊 町大 字高 鶴	北津軽 郡鶴 田町 大字 鶴	北津軽 郡太 田町 大字 太
程定 時制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程通 信制の 課	程定 時制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課	程全 日制の 課
普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科	普通 科
三年 以上	三年	三年	三年 以上	二年	三年	二年	三年	三年	三年	三年	三年

青森県立八戸中央高等学校	青森県立八戸西高等学校	青森県立八戸北高等学校	青森県立八戸東高等学校	青森県立八戸高等学校	青森県立大間高等学校	川内校舎	青森県立大湊高等学校	青森県立田名部高等学校	青森県立六ヶ所高等学校	青森県立百石高等学校	青森県立六戸高等学校	青森県立七戸高等学校	青森県立野辺地高等学校
一八戸市諏訪一丁目	八戸市大字尻内町	八戸市大字大久保	八戸市類家一丁目	八戸市長者四丁目	下北郡大間町大字大間	むつ市川内町家ノ上	むつ市大字大湊	むつ市海老川町	上北郡六ヶ所村大字倉内	上北郡おいらせ町苗平谷地	上北郡六戸町大字犬落	上北郡七戸町字館野	上北郡野ノ木町字松ノ
程通信制の課	程定時制の課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程定時制の課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課
普通科	普通科	スपोर्ट科学科 普通科	普通科	表現科 普通科	普通科	普通科	総合学科	普通科	普通科	食物調理科 普通科	普通科	総合学科	普通科
三年以上	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年以上	三年	三年	三年	三年	三年

青森県立八戸水産高等学校	青森県立名久井農業高等学校	青森県立三本木農業高等学校	青森県立柏木農業高等学校	青森県立五所川原農林高等学校	青森県立田子高等学校	青森県立五戸高等学校	青森県立三戸高等学校
八戸市大字白銀町	三戸郡南部久井町大字下名	十和田市大字相坂	平川市荒田上駒田	五所川原市大字一野坪	三戸郡相米町大字	三戸郡五戸町字根岸	三戸郡三戸町大字川守
程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課	程全日制的課
専攻科	環境システム科 生物生産科	農業経済科 環境土木科	動物科学科 植物科学科	生活科学科 食品科学科	環境工学科 食品科学科	森林科学科 生物生産科	普通科
電子機械科 機械科 機関科 漁業科	水産工学科 水産食品科	海洋生産科	環境土木科	環境工学科 食品科学科	環境土木科 森林科学科	生物生産科	普通科
二年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年

青森県立むつ工業高等学校		青森県立十和田工業高等学校		青森県立弘前工業高等学校		青森県立五所川原工業高等学校		青森県立青森工業高等学校																		
町むつ市文京		十和田市大字三本木		弘前市大字馬屋町		五所川原市大字湊		青森市大字馬屋尻																		
程全日制の課		程全日制の課		程定時制の課	程全日制の課		程全日制の課		程定時制の課	程全日制の課																
電子機械科	機械科	ギヤ科	設備・エネルギー	電気科	機械科	建築科	電子科	電気科	ギヤ科	機械・エネルギー	工業技術科	建築科	土木科	情報技術科	電子科	電気科	機械科	電子機械科	電気科	情報技術科	工業技術科	都市環境科	建築科	情報技術科	電子科	電気科
三年		三年		三年以上	三年		三年		三年以上		三年		三年以上		三年		三年以上		三年		三年以上		三年		三年以上	

附 則

1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。

2 青森県立名久井農業高等学校の園芸科学科、青森県立十和田工業高等学校の電子機械科及び青森県立むつ工業高等学校の電子科は、改正後の青森県立学校学則別表第一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

青森県立八戸商業高等学校		青森県立三沢商業高等学校		青森県立黒石商業高等学校		青森県立弘前実業高等学校		青森県立青森商業高等学校		青森県立八戸工業高等学校									
八戸市大字十日市		三沢市春日台二丁目		黒石市あけほの町		弘前市大字中野三丁目		青森市大字戸山		八戸市江陽一丁目									
程全日制の課		程全日制の課		程全日制の課		程全日制の課		程全日制の課		程定時制の課	程全日制の課								
情報処理科	商業科	情報処理科	商業科	情報デザイン科	情報処理科	商業科	服飾デザイン科	家庭科学科	情報処理科	商業科	農業経営科	情報処理科	商業科	工業技術科	材料技術科	土木建築科	情報技術科	電子科	電気科
三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年	三年以上	三年	三年以上	三年	三年以上	三年	三年以上	三年	三年以上	三年

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「前項の」を「次の各号に掲げる」に改め、「その他校外における行事」を削り、同項に次の各号を加える。

一 修学旅行

二 その他校外における行事（対外競技への参加を除く。）のうち宿泊を伴うもの
第二十四条第二項中「旅行及び所属職員の七日以上にわたる」を「県外」に改め、
同条第三項中「わたる」の下に「県外」を加える。

第二十五条を次のように改める。

（私事旅行）

第二十五条 校長は、私事により八日以上にわたつて外国へ旅行する場合には、あらかじめ、用務地及び日程を記載の上、教育長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の(3)を次のように改める。

別表第2

(3) 教育機関

名 称	区 分	文 書 記 号
図 書 館		青 図 館
梵 珠 少 年 自 然 の 家		梵 少 家
総 合 社 会 教 育 セ ン タ ー		青 社 七
総 合 学 校 教 育 セ ン タ ー		青 学 七
郷 土 館		青 郷 館
三 内 丸 山 遺 跡 セ ン タ ー		三 丸 七
青 森 高 等 学 校		青 高
青 森 西 高 等 学 校		青 西 高
青 森 東 高 等 学 校		青 東 高
青 森 東 高 等 学 校 平 内 校 舎		青 東 高 平
青 森 北 高 等 学 校		青 北 高
青 森 北 高 等 学 校 今 別 校 舎		青 北 高 今
青 森 南 高 等 学 校		青 南 高

青森中央高等学校		青中高校
北斗高等学校		北斗高校
浪岡高等学校		浪岡高校
五所川原高等学校		五所高校
金木高等学校		金木高校
木造高等学校		木造高校
木造高等学校深浦校舎		木造深
鱒ヶ沢高等学校		鱒ヶ沢高校
板柳高等学校		板柳高校
鶴田高等学校		鶴田高校
中里高等学校		中里高校
弘前高等学校		弘前高校
弘前中央高等学校		弘前中高校
弘前南高等学校		弘前南高校
黒石高等学校	昭和二十三年度の設置に 係るもの	黒石高校
尾上総合高等学校		尾上総合高校

三本木高等学校		三本木高校
十和田西高等学校		十和田西高校
三沢高等学校		三沢高校
野辺地高等学校		野辺地高校
七戸高等学校		七戸高校
六戸高等学校		六戸高校
百石高等学校		百石高校
六ヶ所高等学校		六ヶ所高校
田名部高等学校		田名部高校
大湊高等学校		大湊高校
大湊高等学校川内校舎		大湊川
大間高等学校		大間高校
八戸高等学校		八戸東高校
八戸北高等学校		八戸北高校
八戸西高等学校		八戸西高校
八戸中央高等学校		八戸中央高校

三 戸 高 等 学 校		三 戸 高 高
五 戸 高 等 学 校		五 戸 高 高
田 子 高 等 学 校		田 子 高 高
五 所 川 原 農 林 高 等 学 校		五 農 高 高
柏 木 農 業 高 等 学 校		柏 農 高 高
三 本 木 農 業 高 等 学 校		三 農 高 高
名 久 井 農 業 高 等 学 校		名 農 高 高
八 戸 水 産 高 等 学 校		八 水 高 高
青 森 工 業 高 等 学 校		青 工 高 高
五 所 川 原 工 業 高 等 学 校		五 工 高 高
弘 前 工 業 高 等 学 校		弘 工 高 高
十 和 田 工 業 高 等 学 校		十 工 高 高
む つ 工 業 高 等 学 校		む 工 高 高
八 戸 工 業 高 等 学 校		八 工 高 高
青 森 商 業 高 等 学 校		青 商 高 高
弘 前 実 業 高 等 学 校		弘 実 高 高
黒 石 商 業 高 等 学 校		黒 商 高 高

三 沢 商 業 高 等 学 校		三 商 高 高
八 戸 商 業 高 等 学 校		八 商 高 高
青 森 県 立 盲 学 校		青 盲 高 高
八 戸 盲 学 校		八 盲 高 高
青 森 聾 学 校		青 聾 高 高
弘 前 聾 学 校		弘 聾 高 高
八 戸 聾 学 校		八 聾 高 高
青 森 第 一 養 護 学 校		青 一 養 高 高
青 森 第 二 養 護 学 校		青 二 養 高 高
青 森 第 一 高 等 養 護 学 校		青 一 高 養 高 高
青 森 第 二 高 等 養 護 学 校		青 二 高 養 高 高
浪 岡 養 護 学 校		浪 養 高 高
森 田 養 護 学 校		森 養 高 高
弘 前 第 一 養 護 学 校		弘 一 養 高 高
弘 前 第 二 養 護 学 校		弘 二 養 高 高
黒 石 養 護 学 校		黒 養 高 高

七 戸 養 護 学 校		七 戸 養 護 学 校
む つ 養 護 学 校		む つ 養 護 学 校
八 戸 第 一 養 護 学 校		八 戸 第 一 養 護 学 校
八 戸 第 二 養 護 学 校		八 戸 第 二 養 護 学 校
八 戸 高 等 支 援 学 校		八 戸 高 等 支 援 学 校
三 本 木 高 等 学 校 附 属 中 学 校		三 本 木 高 等 学 校 附 属 中 学 校

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

非常勤職員給与支給規程等を廃止する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

非常勤職員給与支給規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 非常勤職員給与支給規程（昭和三十六年八月青森県教育委員会訓令甲第七号）
- 二 青森県立学校臨時職員管理規程（昭和四十一年四月青森県教育委員会訓令甲第四号）
- 三 青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

臨時職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

臨時職員の給与に関する規程（昭和三十六年七月青森県教育委員会訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

- 第一条中「第二十条」を「第二十条第二項」に改める。
- 第三条中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加える。
- 第四条の二中「職務の級及び号給の決定については、他の一般職の職員の例による」を「職務の級は一級とし、号給は、他の常勤の職員の例により決定する」に改め、同条ただし書を削る。
- 第五条中「一般職」を「常勤」に改める。
- 第六条中「通勤手当」の下に「、単身赴任手当」を加え、「一般職員」を「常勤の職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会所管旅費取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会所管旅費取扱規程（昭和四十三年八月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程

第一条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

第三条の見出しを「（旅費取消等の場合における旅費等）」に改め、同条中「第三条第六項」を「第三条第四項」に、「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「払いもどし手続をとつた」を「払戻し手続を執つた」に、「払いもどし」を「払戻し」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十条の十一第三項において準用する条例第三条第四項の規定により弁償する費用の額は、前項第一号及び第三号に掲げる額による。

第四条の見出しを「（旅費喪失の場合における旅費等）」に改め、同条中「第三条第七項」を「第三条第五項」に、「次の各号に規定する」を「次に掲げる」に改め、同条第一号中「以下本条」を「次号」に改め、同条第二号中「免かれた」を「免れた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十条の十一第三項において準用する条例第三条第五項の規定により弁償する費用の額は、前項各号に掲げる額による。ただし、その額は、現に喪失した費用の額を超えてできない。

第五条中「旅行命令等」を「旅行命令及び条例第三十条の十一第五項において準用する条例第五条第一項又は第二項の規定による旅行依頼」に、「足る」を「足りる」に改める。

第九条第一項中「に規定する旅行命令簿等」を「の規定により定める旅行命令簿及び条例第三十条の十一第五項において準用する条例第四条第七項の規定により定める旅行依頼簿（次項において「旅行命令簿等」という。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第三条中「者は、」を「者（に、」に、「第二条」を「第二条ただし書に規定する者を除く。」は、同条本文」に改める。

第四条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第三項中「は、次の各号のいずれかとする」を「の割振りについては、教育長が別に定める」に改め、同項各号を削り、同条第四項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第七項中「所属の長」を「所属長」に改める。

第六条、第七条、第八条及び第九条中「所属の長」を「所属長」に改める。

第二十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項における職員とは、第一条に規定する職員のほか、教育長を含むものとする。

第二十四条及び第二十六条中「所属の長」を「所属長」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 郷土館にあつては、第四条第二項及び第四条の二の規定にかかわらず、当分の間、別表第五及び別表第六に掲げる事務については、当該事務を担当する課長がその事務を専決する。

3 郷土館の館長が不在のときは、第十条の規定にかかわらず、当分の間、当該事務を担当する課長がその事務を代決する。

別表第一各課共通の項教育次長専決事項の欄第三号中「賃金」を削り、同欄第八号中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同項課長専決事項の欄第八号中「職員手当等、共済費、賃金」を「給料、職員手当等、共済費」に改め、「給料及び」を削り、「職員手当等、共済費及び賃金」を「職員手当等及び共済費」に改め、同欄第十五号中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同表職員福利課の項教育次長専決事項の欄第一号中「営利企業等従事」を「営利企業従事等」に改め、同項課長専決事項の欄第七号中「非常勤の嘱託員、調査員及びこれらに準ずる者」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第三号に掲げる特別職の職員」に、「解職」を「解嘱」に改め、同表学校教育課の項課長専決事項の欄第十一号中「旅行」を「県外への公務旅行及び八日以上にわたる外国への私事旅行」に改め、同欄第十六号中「県立特別支援学校の」の下に「任期付、」を加え、「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、同表教職員課の項課長専決事項の欄第七号中「旅行」を「県外への公務旅行及び八日以上にわた

る外国への私事旅行」に改め、同欄第十三号中「定時制の課程の」の下に「任期付、」を加える。

別表第二二号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同表第十号中「報酬」の下に「給料」を加え、「賃金」及び「給料及び」を削る。

別表第三所長専決事項の欄第九号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同欄第十二号中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改め、同欄第十三号中「中学校の」の下に「任期付又は」を加え、同欄第十四号中「非常勤の職員の委嘱及び解嘱」を「会計年度任用職員の任免」に改め、同表総務課長専決事項の欄第六号及び第七号を削り、同欄第八号中「及び派遣社会教育主事の特地勤務手当に準ずる手当」を削り、同号を第六号とする。

別表第三の二所長専決事項の欄第九号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同欄第十一号中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

別表第四教育機関共通の項第九号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改め、同項第十一号中「臨時職員」を「会計年度任用職員及び臨時的任用職員」に改める。

別表第六第一号中「賃金」を削る。

別表第七第二号中「給料、職員手当等及び賃金」を「給料及び職員手当等」に改め、同表第四号中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別表第一学校教育課の項課長専決事項の欄中第十一号及び同表教職員課の項課長専決事項の欄中第七号の改正規定は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般
県立八戸水産高等学校

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

実習船の乗組職員に対する日額旅費支給規程（昭和四十五年四月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程の一部を改正する訓令

青森県立学校の教育課程及び教材の取扱等に関する施行規程（昭和三十九年四月青森県教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

第六条を削る。

第七条中「前二条」を「前条」に、「行事について」を「行事（対外競技への参加を除く。）について」に、「一日以上にわたつて」を「宿泊を伴つて」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四号様式を削り、第五号様式を第四号様式とする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第九号

各 県 立 学 校
青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一高等学校（全日制の課程）、特別支援学校又は中学校の教頭専決事項の欄第二号中「宿日直代行員を除き、」を「事務長の専決するものを除く。」に改め、「特別休暇」の下に「（人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十二条第一項第九号及び第十号に掲げるものを除く。）」を加え、同表高等学校（定時制の課程又は通信制の課程）の教頭専決事項の欄第二号中「係る」の下に「特別休暇（人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十二条第一項第九号及び第十号に掲げるものを除く。）及び」を、「年次休暇」の下に「承認又は」を加え、同表事務長専決事項の欄第二号中「非常勤職員（」の下に「前号に掲げる職で非常勤の者及び」を、「係る」の下に「特別休暇（人事委員会規則一三―八（職員の勤務時間、休日及び休暇）第十二条第一項第九号及び第十号に掲げるものを除く。）及び」を、「年次休暇の」の下に「承認又は」を加え、同欄第四号ア中「賃金」を削り、同表の備考中第三号を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項を削る。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第十一号

序 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第二十九条」に改める。

第二条第四号中「（非常勤の職員にあつては、青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的就任職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）第四条第一号に規定する非常勤事務員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。）」を削る。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とする。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円七十三銭